



# 鳥取県公報

令和5年7月21日（金）  
第9517号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施（365）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定の解除予定（366）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 2 都市計画の変更案の縦覧（2件）（技術企画課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・ 4 落札者の決定（2件）（物品契約課）・・・・・・・・・・ 7

# 告 示

## 鳥取県告示第365号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	令和5年9月1日（金）	午後1時から午後3時 まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡日野町	令和5年9月5日（火）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡江府町	令和5年9月8日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館

## 鳥取県告示第366号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の10
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

# 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岩美郡岩美町大字高山字薬師免142-1	田	1,165
岩美郡岩美町大字牧谷字米山1985		2,773

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の	存続	借賃に相当する補償金	補償金の支払の方法

	始期	期間	の額 (円/年)	
岩美郡岩美町大字高山字薬師免 142-1	令和5年 10月	6年	2,600	農地を利用する権利の始 期までに鳥取地方法務局 に供託する。
岩美郡岩美町大字牧谷字米山1985		5年	2,000	

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和5年8月4日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課（令和5年7月に予定されている組織改正後は、鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課）（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）  
琴浦都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（マスタープラン）

2 縦覧場所及び意見書の提出場所

- (1) 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）
- (2) 倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）
- (3) 琴浦町建設住宅課（東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1）

3 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和5年7月21日から同年8月4日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

2 都市計画を変更する土地の区域

岩美郡岩美町大字陸上、牧谷及び浦富

## 3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町建設水道課（岩美郡岩美町大字浦富675-1）

## 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和5年7月21日から同年8月4日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

## 1 調達内容

## (1) 借入物品等の名称及び数量

ノート型コンピュータの賃貸借 一式

ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入） 230台

イ 病院ネットワーク接続用ノートパソコン（借入） 140台

ウ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入） 25台

エ ソフトウェアライセンス（購入） 一式

## (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和6年3月1日（金）から令和10年2月29日（火）までとする。ただし、令和6年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## (4) 納入期限等

納入期限は、令和6年2月29日（木）とする。ただし、賃貸借料及び保守費用は令和6年3月1日（金）から支払うものとする。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額（以下「入札価格」という。）は、(1)アからウまでに掲げる借入物品の借入費用、導入設定費用、設置費用及び導入後48月間の保守費用並びに借入期間終了後の作業に要する費用（ハードディスクのデータ消去作業並びに借入物品の撤去、搬出及び処分その他の作業に要する費用を含む。）並びに(1)エの購入物品の購入費用及び導入設定費用の合計額を48で除して得た月額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載するとともに、賃貸借料と保守費用についてその内訳を記載すること。

また、消費税及び地方消費税の税率は、借入期間を通して10パーセントとする。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年7月25日（火）までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1の(1)に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院医療情報管理室

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院医療情報管理室

電話 0857-26-2271（内線2792）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年7月21日（金）から同年8月15日（火）までの間に鳥取県立中央病院のインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時期

令和5年7月21日（金）から同年8月15日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和5年8月30日（水）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前11時までとする。

## イ 場所

鳥取県立中央病院7階 カンファレンス室1

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵送等による第2回目以降の入札に参加を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」、「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和5年8月15日(火)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする場合がある。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : leasing computer and software, 395 Set
- (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, 15 August, 2023
- (3) Time-limit for the submission of tenders : 1:30 PM, 30 August, 2023  
(Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 11:00 AM, 30 August, 2023)
- (4) Please contact for the notice : Medical Information Management Division, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL 0857-26-2271 ex.2792

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪グレーダ（3.1メートル級）（米子）	1台
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	令和5年6月2日	
4 落札者の名称及び所在地	コマツ山陰株式会社米子支店 米子市流通町158-10	
5 落札金額	25,630,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	令和5年4月18日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	除雪トラック（10トン級）（中部）	1台
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	令和5年6月2日	
4 落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社鳥取カスタマーセンター 鳥取市湖山町東三丁目20	
5 落札金額	42,350,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	令和5年4月18日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター物品契約課 鳥取市東町一丁目220	